福井市有機転換推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　有機転換推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和４年12月８日付け４環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「みどり要綱」という。）、みどりの食料システム戦略推進事業実施要領（令和５年７月２０日付け。以下「県要領」という。）及び福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　補助金は、有機農業への転換を行う農業者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組に必要な経費の支援を行うことにより、本市における有機農業の取組面積の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義については、以下のとおりとする。

　（１）有機農業

　　　　化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

（２）国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成12年１月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）に定められた取組水準

（３）慣行農業

化学的に合成された肥料及び農薬、若しくはその両方を用いて行う農業

（対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国際水準の有機農業への転換支援事業（みどり要綱別記２の第１の３の（１）に定める転換支援事業）とする。

（対象経費及び補助率等）

第５条　補助金の対象となる対象経費及び補助率等は、次に掲げるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率・交付単価 |
| 国際水準の有機農業に新たに取り組む農業者への転換初年度の掛かり増し経費 | 定額・２万円／10ａ以内  （ただし、各交付申請者の申請下限面積は10aとする。） |

２　補助金の算定対象となる農地面積についての考え方は、以下のとおりとする。

（１）原則として、福井市管内において、補助金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」という。）が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地であり、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。

（２）交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地は含まない。

（３）作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。

（４）一つの圃場で複数品目を連作する場合は、当該圃場で生産を行う一作期分の面積を対象とする。

（５）交付申請の前作において有機農業の取組が行われている圃場は含まないものとする。

（６）肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。

（７）水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これを含まない。

３　第１項の規定に関わらず、国又は福井県が本市へ支払うべき補助金の交付額を調整した場合は、これに準じて本市の交付単価を調整するものとする。

（申請要件）

第６条　交付申請者は、以下の全ての事項を満たす者とする。また、事業実施年の翌々年において有機農業に取り組む圃場の面積が維持又は拡大されている成果目標を掲げるものとする。

（１）慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者、又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者であること

（２）営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること（３）販売を目的としていること

（４）本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること

（交付申請）

第７条　交付申請者は、みどり要綱別記２の第２の３（１）及び規則第３条第１項の規定に基づき、交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　市長は、規則第４条の規定に基づき補助金の交付の決定をしたときは、規則第６条の規定も基づき交付決定通知書（様式第２号）を、交付申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第９条　交付申請者は、補助事業の内容（軽微な変更は除く）又は補助金額の変更を必要とする場合は、市長に事業計画変更申請書（様式第３号）を提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第２号(2)）を交付申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の中止又は廃止をする場合は、市長に事業取下申請書（様式第４号）を提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第５号）を補助金の交付申請者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第11条　交付申請者は、補助事業等が完了したときは、規則第１１条の規定に基づき、速やかに補助事業等の成果を記載した事業実績報告書（様式第６号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　市長は、[前条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)による実績報告を受けた場合においては、規則第１２条の規定に基づき、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第７号）を交付申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条　前条の規定により通知を受けた交付申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第８号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（概算払）

第14条　市長は、特に必要があると認めるときは、規則第１４条第２項の規定により、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、交付申請者は概算払請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第15条　補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から５年間保管しなければならない。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年７月２０日から施行する。

　（失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号

有機転換推進事業交付申請書

福井市長　　様

「みどりの食料システム戦略緊急推進対策交付金交付等要綱（令和４年12月８日付け４環バ第245号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、有機転換推進事業の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

提出年月日　　　　年　　月　　日

交付申請者氏名

住所

電話番号

１　計画面積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目 | 有機農業生産予定面積（a) | 備考 |
| 水稲 |  |  |
| 麦類 |  |  |
| 豆類 |  |  |
| いも類 |  |  |
| 野菜 （葉茎菜類） |  |  |
| 野菜 （果菜類） |  |  |
| 野菜 （根菜類） |  |  |
| 果樹 |  |  |
| 工芸作物 |  |  |
| 花き |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

（添付書類）

・有機管理シート

・有機転換チェックシート

・その他市長が求める書類

様式第２号（1）

福井市指令　第　　　号

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　氏名

　　年　　月　　日付けで申請のあった、　　年度福井市有機転換推進事業補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号）第４条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第６条の規定により通知する。

　　年　　月　　日

福井市長

記

１　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度福井市有機転換推進事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　円

　　（内補助対象事業費　　　　　　　　　　　　　　円）

　　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金額は、福井市有機転換推進事業補助金交付要綱第５条の規定に定められた額、若しくは、前に掲げる補助金の額（変更された場合は変更された額）のいずれか低い額とする。

４　事業主体は、次の各号に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

（１）補助事業に要する経費の配分の変更をするとき。

（２）補助事業の内容の変更をするとき。

（３）補助事業を中止し、または廃止するとき。

５　事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

６　事業主体は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という）、同施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という）、福井市補助金等交付規則（昭和４８年５月１５日規則第１１号。以下「規則」という）、および次に掲げる要綱、実施要領等（以下「要綱等」という）その他関係通知および通達（以下「関係通達」という）の定めるところに従わなければならない。

（１）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱

（２）みどりの食料システム戦略推進事業実施要領

（３）福井市有機転換推進事業補助金交付要綱

７　事業主体は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出について証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保存しなければならない。

８　補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第２号（2）

　福井市指令　第　　号

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　氏名

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった　　年度直接支払推進事業の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則(昭和４８年福井市規則第１１号)第６条の規定による、　　年　　月　　日付け福井市指令第　　号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

　　　　　　年　　月　　日

福井市長

記

１　変更前の交付決定額　　　　　　　　　　　　円

２　変更後の交付決定額　　　　　　　　　　　　円

３　この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった　　年度直接支払推進事業とし，その内容は申請書記載のとおりとする。

４　補助事業に要する経費及び補助金の額は，次のとおりとする。

　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　円

　　　(内補助対象基本額　　　　　　　　　　円)

　　補助金の額

様式第３号

　　年　　月　　日

福井市長　　様

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　氏名

有機転換推進事業計画変更申請書

　　　年　　月　　日付け福井市指令　　第　　号で交付の決定を受けた事業を下記のとおり変更したいので、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第１１号)第５条の規定により承認を申請します。

記

1　計画変更の理由

　2　変更面積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 【当初】有機農業  生産予定面積（a) | 【変更後】有機農業  生産予定面積（a) | 備考 |
| 水稲 |  |  |  |
| 麦類 |  |  |  |
| 豆類 |  |  |  |
| いも類 |  |  |  |
| 野菜 （葉茎菜類） |  |  |  |
| 野菜 （果菜類） |  |  |  |
| 野菜 （根菜類） |  |  |  |
| 果樹 |  |  |  |
| 工芸作物 |  |  |  |
| 花き |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

様式第４号

　　年　　月　　日

　　福井市長　　様

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　氏名

　　有機転換推進事業取下申請書

　　　年　　月　　日付け福井市指令　第　　号で交付の決定を受けた事業を取り下げたいので、福井市有機転換推進事業補助金交付要綱第１０条の規定により承認を申請します。

記

　1　取下の理由

様式第５号

福井市指令　第　　号

住　所

氏　名

　　　年　　月　　日付け第　　号で申請のあった、　　年度福井市有機転換推進事業の取下げについては、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号）第６条の規定による、　　　年　　月　　日付け福井市指令第　　号の交付決定を取り消したので通知する。

　　　　　年　　月　　日

福井市長

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　取消し額　　　　　　　　　　　　　　円

３　取消し理由

様式第６号

年　　月　　日

福井市長　　様

住　所

氏　名

有機転換推進事業完了実績報告書

年　　月　　日付け福井市指令　　第　　号で交付の決定を受けた、　　年度福井市有機転換推進事業を完了したので、福井市補助金等交付規則(昭和４８年福井市規則第１１号)第１１条の規定に基づきその実績を下記のとおり報告します。

記

１　事業の効果

２　事業の内容(別紙)

３　取組開始年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　取組終了年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（別紙）

１　計画面積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 有機農業  生産予定面積（a) | 有機農業  生産実績面積（a) | 備考 |
| 水稲 |  |  |  |
| 麦類 |  |  |  |
| 豆類 |  |  |  |
| いも類 |  |  |  |
| 野菜 （葉茎菜類） |  |  |  |
| 野菜 （果菜類） |  |  |  |
| 野菜 （根菜類） |  |  |  |
| 果樹 |  |  |  |
| 工芸作物 |  |  |  |
| 花き |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

（添付書類）

・有機管理シート

・その他市長が求める書類

様式第７号

福井市指令　第　　号

住　所

氏　名

　　　年　　月　　日付け福井市指令　　第　　号で交付の決定をした、　　年度福井市有機転換推進事業補助金については，福井市補助金等交付規則(昭和４８年福井市規則第１１号)第１２条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　福井市長

記

　1　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　2　交付確定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第９号

請求書

　　　　　　　　　　　　　円

ただし、　　年度福井市有機転換推進事業補助金

補助金交付決定額　　　　　　　　　　　円

既交付額　　　　　　　　　　　円

今回請求額　　　　　　　　　　　円

　　上記のとおり補助金(概算・前払金)を請求します。

　　　　　　年　　月　　日

　　福井市長

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　氏名

　添付書類

　　市長が必要と認めて提出を求める書類(指令書写し)